函館司法書士会は道南地区のすべての司法書士が所属している会です。 私たちが皆様のご相談をお待ちしております。



司法書士 西村 榮浩



司法書士松谷秀平事務所



司法書士法人シマノ



三浦健二司法書士事務所





岩崎順造司法書士事務所



司法書士 大間 近史 函館市若松町32-19 ☎0138-76-3182





司法書士 髙橋 貞春



石川博康司法書士事務所

司法書士森奈津美





司法書士 阿部 武夫



司法書士 河瀬 輝光



司法書士 吉田 暁史 くにや司法書士法人



司法書士中川祐介



司法書士 奥村 忠史



北斗司法書士事務所





司法書士 小刀称 健大 ことね司法書士事務所

司法書士 阿部 公

阿部公司法書士事務所



司法書士 山本 真澄 函館市本通2丁目33-3 さくら司法書士事務所



司法書士法人みらい



司法書士 枝川 勝美 ☎01374-7-1240 枝川司法書士事務所



司法書士 鎌田 健一



司法書士 小長井 悟



司法書士 三好 大輔



司法書士 佐藤 英雄



司法書士 野村 寛人 函館市千歳町27-8



司法書士 榎本 時也



司法書士 中村 健太







司法書士法人シマノ

司法書士 佐々木 孝英



司法書士 藤田 和哉

すがわら司法書士事務所 司法書士法人あおと事務所



函館司法書士会

0

お役立ち情報をSNSにて発信中



北海道函館市千歳町21番13号 桐朋会館3階

TEL:0138-27-0726 FAX:0138-27-0721

■実施日時/毎週火曜日午前10時~午後4時まで ■方法/面談・電話 1回60分(要予約)

いよいよ今年! 2024年4月 から

2月無料個別相談受份中日

12月1日歌 ~ 2月29日歌

お近くの司法書士事務所



することになったの?

中国多罗马罗夕

放っておくとどんな 罰則以外にも起こり得る



相続登記のご相談は 司法書 むへ!

道南地区の皆様こんにちは!函館司法書士会です。

いよいよ今年、2024年4月から「相続登記義務化」が始まります。

ない方は、これを機にぜひお近くの司法書士へご相談ください。

「そもそも相続登記って何?」「放っておくとどんな罰則があるの?」など、

「相続登記の義務化」についてをまるっと解説いたします。

さらに!函館司法書士会では、<mark>2月に各司法書士事務所で無料個別相談を実施!</mark> また、<mark>2月17日(土)は無料相談会も開催</mark>いたします。相続登記がまだお済みで

司法書士は法律上、登記申請代理権を認められている相続登記の専門家ですので、相続関係説明図、

遺産分割協議書等の作成から登記申請代理までノンストップでのトータルサービスを提供いたします。

時間 10時~16時 開催日程 会場 サン・リフレ函館 視聴覚室(2階) 2/ 生 住所 函館市大森町2-14 *問い合わせ・ご予約 (函館司法書士会) 0138-27-0726

無料相談会のご案内



今年4月に施行される 「相続登記の義務化」。 あなたも無関係ではないか もしれません。 これまでの法律と何が違う

のか、詳しく解説します!

~函館司法書士会からのメッセージ~

図館司法書士会は、道南地区の司法書士全員が所属している会であり、 皆様の生活を守る身近な法律家として日々活動しております。 今回義務化される「相続登記」も司法書士の業務の一つです。 こうした登記業務の他にも、相続手続・遺言書作成、成年後見、 そして借金問題や日常のトラブルにおける裁判手続も行っております。 日常で困ったことがあった時、我々司法書士を思い出してください。

STEP1

まずは知ることから! 相続登記義務化って?



不動産を相続した人に名義変更(所有者名を変更)をする手続きのことを、「相続登記」と言います。これまで相続登記には、期日や罰則を設けていなかったことから、土地の名義を変えなくても所有者にとって不利益になることはありませんでした。ところが名義変更をせずに長年放置されている土地が増えてしまい、日本中で問題に…

例えば…

- ・公共事業や復旧・復興事業の妨げになってしまう恐れがある
- ・空き家として放置され、雑草やゴミの不法投棄問題が発生する恐れがある

なんと、日本全国で放置されている土地は九州と同じ面積に!

所有者不明の土地は、周辺の環境問題や地域治安の悪化などを招いてしまいます。こうした土地をなくすため、国は相続登記を義務化することを決定しました。

これが 2024年4月から始まる「相続登記の義務化」の実態です!

POINT

●不動産を相続した人に名義変更をする手続きのことを 「相続登記」 と言います

● 2024年4月から、

「相続登記の義務化」が始まります!

あなたの街の司法書士へぜひご相談ください!



罰則もある!? 知らないフリはできません!



相続を知ってから3年以内に相続登記をしなければ、 10万円以下の過料が!

4月1日以前の相続でも不動産の相続登記がされていないものは義務化の対象ですので、相続により所有権を取得したことを知った日から3年以内に、正当な理由がないにもかかわらず申請しなかった場合は、10万円以下の過料が科されることがあります。

罰則以外にも、そのままにしておくと…

- ▼ 不動産を売却できない
- ★ 相続人の中に債務者がいた場合、 不動産を差し押さえられる可能性も
- ₩ 相続人の増加により、遺産分割協議が難航

今すぐは困らない場合でも、将来的に自分だけではなく家族にも迷惑をかけるリスクがあります。こうした状況を生み出さないためにも、相続登記は期限内に行い、次世代にしっかりと受け継げるよう対策を取っていきましょう。

POINT

- ●相続や遺贈による不動産の取得を「知った」 日」から3年以内に登記・名義変更が必要
- |●申請しなかった場合、

10万円以下の過料が発生する場合も…

近くの司法書士を検索できます!

- 1. QRコードを読み込み特設サイトを開く
- 2.「近くの司法書士を探す」をクリック
- 3. 地図からお住いのエリアをクリック
- 4. 住所から近くの司法書士を探しましょう



お電話時、「相続登記の義務化について相談したい」と仰ってください!

STEP3

まずはお近くの司法書士に相談!



相続登記はご自身で申請することが可能ですが、その手続きは多岐にわたり、慣れない方には大変な作業です。

戸籍を収集し、相続人を確定、そして様々な申請書類の作成…と非常に煩雑で、更に正確な法的知識と時間が必要になります。

正確でスムーズな相続登記を進めるために、司法書士へ相談しましょう。

司法書士へ相続登記の相談をする際は、<mark>不動産の情報がわかる書類を用意しましょう。</mark>もちろん、取得方法がわからない場合や、用意できない場合でも、司法書士が助言したり、代理で取得したりすることも可能なのでご安心ください。

CHECK

不動産の情報がわかる書類

- > 固定資産税納税通知書
 - その年度の固定資産組の理知対象となる
 - 土地・家屋(所在地、評価額、課税標準額など)の課税内容を記載した書類
- ▼ 不動産登記簿謄本や権利証など

_ 相続の対象となる土地や一戸建て、

マンションといった不動産の所有者の氏名と住所などを記載した書類

その他の必要書類については、 司法書士がご案内させていただきます。

